

令和8年6月3日

米子駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
16	米子（8）ボイラーばい 煙測定検査	陸上自衛隊米子 駐屯地	9.3.31	8.6.3	8.6.11 10時00分	8.6.11 10時00分	なし	総品目総額

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負基本条項、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒683-0853 鳥取県米子市両三柳 2603 契約機関名（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 第356会計隊契約班（國武）

電話番号：0859-29-2161（内線347） FAX：0859-29-2164 メール：ma356fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書に関する問い合わせ先

電話番号：0859-29-2161（内線757）（担当）：陸上自衛隊米子駐屯地 業務隊（中埜）

6 メール及びFAXによる提出の際には、必ず便着の確認を行うこと。

仕 様 書	仕様書番号	
	作成年月日	令和8年5月26日
件 名	所属部隊	米子駐屯地業務隊
米子（8）ボイラーばい煙測定検査	作成者	防衛事務官 仲埜 皓介
<p>1 適用範囲 本仕様書は、米子駐屯地において実施するボイラーばい煙測定検査について必要な事項を定める。</p> <p>2 場所 鳥取県米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地</p> <p>3 検査方法等</p> <p>(1) 関係諸規則 大気汚染防止法</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>ア 硫黄酸化物 大気汚染防止法施行規則第15条第1項1号 J I S K 0 1 0 3による。</p> <p>イ ばいじん濃度 大気汚染防止法施行規則第15条第1項3号 J I S Z 8 8 0 8による。</p> <p>ウ 窒素酸化物 大気汚染防止法施行規則第15条第1項4号 J I S K 0 1 0 4による。</p> <p>エ その他</p> <p>(ア) 温度</p> <p>(イ) 流速</p> <p>(ウ) 水分量</p> <p>(エ) 排ガス量</p> <p>(オ) ガス組成 (CO₂・O₂・CO)</p> <p>(カ) 燃料使用量</p> <p>(3) 対象機器 炉筒煙管式ボイラー (伝熱面積34.2㎡) 2基</p> <p>(4) 測定回数 2回/年 (1基当り)</p> <p>(5) 予定期間 上期：令和8年10月1日～同年10月30日までの間 下期：令和9年2月1日～同年2月26日までの間 ※書類提出・完成検査については令和9年3月31日までとする。</p> <p>4 一般事項</p> <p>(1) 本検査は、本仕様書による他、関係諸法令等に基づき実施する。</p> <p>(2) 仕様書の内容に相違または明記なき場合、又は疑義が生じた場合は、全て官側と協議すると共に、その指示に従うものとする。</p> <p>(3) 検査に関する提出書類等は、全て官側の示す様式により作成し、速やかに官側に提出するものとする。</p> <p>5 特記事項</p> <p>(1) 測定日時及び排気採取場所 (床上約3m) については官側と調整の上決定する。</p> <p>(2) ばい煙測定後、速やかに測定結果及び報告書を官側へ2部提出する。</p>		

